

議案第 19 号

令和元年度鴨川市一般会計補正予算（第 11 号）

令和元年度鴨川市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 266,737 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,619,596 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 21 日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		4,124,108	100,000	4,224,108
	1 市民税	1,695,500	44,000	1,739,500
	2 固定資産税	2,025,105	50,000	2,075,105
	3 軽自動車税	99,501	6,000	105,501
10 地方特例交付金		19,171	54,940	74,111
	4 子ども・子育て支援臨時交付金	0	54,940	54,940
11 地方交付税		4,788,962	△ 52,277	4,736,685
	1 地方交付税	4,788,962	△ 52,277	4,736,685
13 分担金及び負担金		35,415	△ 8,833	26,582
	1 分担金	15,776	△ 8,499	7,277
	2 負担金	19,639	△ 334	19,305
14 使用料及び手数料		631,150	19,985	651,135
	1 使用料	381,678	20,063	401,741
	2 手数料	193,620	27	193,647
	3 証紙収入	55,852	△ 105	55,747
15 国庫支出金		2,228,135	△ 79,501	2,148,634
	1 国庫負担金	1,314,983	32,828	1,347,811
	2 国庫補助金	905,254	△ 112,329	792,925

16 県支出金		1,530,806	△	56,394	1,474,412
	1 県負担金	637,074	△	6,425	630,649
	2 県補助金	773,336	△	36,943	736,393
	3 委託金	120,396	△	13,026	107,370
17 財産収入		14,846		1,867	16,713
	1 財産運用収入	11,646		498	12,144
	2 財産売払収入	3,200		1,369	4,569
18 寄附金		402,824		5,532	408,356
	1 寄附金	402,824		5,532	408,356
19 繰入金		1,580,778	△	212,880	1,367,898
	2 基金繰入金	1,530,940	△	212,880	1,318,060
21 諸収入		401,097		12,524	413,621
	3 貸付金元利収入	83,424		4,410	87,834
	4 雑入	307,855		8,180	316,035
	5 受託事業収入	6,718	△	66	6,652
22 市債		1,719,274	△	51,700	1,667,574
	1 市債	1,719,274	△	51,700	1,667,574
歳 入 合 計		18,886,333	△	266,737	18,619,596

(単位 千円)

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		197,008	△ 2,294	194,714
	1 議会費	197,008	△ 2,294	194,714
2 総務費		2,838,600	△ 12,866	2,825,734
	1 総務管理費	2,400,467	△ 705	2,399,762
	3 戸籍住民基本台帳費	118,664	△ 173	118,491
	4 選挙費	52,905	△ 8,502	44,403
	5 統計調査費	16,102	△ 3,486	12,616
3 民生費		5,617,588	32,041	5,649,629
	1 社会福祉費	3,025,024	△ 22,109	3,002,915
	2 児童福祉費	2,027,877	3,935	2,031,812
	3 生活保護費	514,120	45,254	559,374
	5 災害救助費	39,283	4,961	44,244
4 衛生費		2,146,969	△ 163,870	1,983,099
	1 保健衛生費	442,569	△ 3,609	438,960
	2 清掃費	1,409,503	△ 160,524	1,248,979
	3 上水道費	122,500	263	122,763
6 農林水産業費		1,031,463	△ 21,963	1,009,500
	1 農業費	890,906	△ 12,894	878,012

	2 林業費	32,421		9,762	42,183
	3 水産業費	108,136	△	18,831	89,305
7 商工費		512,906	△	1,746	511,160
	1 商工費	512,906	△	1,746	511,160
8 土木費		1,185,971	△	96,129	1,089,842
	1 土木管理費	150,958		1,098	152,056
	2 道路橋梁費	618,514	△	9,989	608,525
	3 河川費	15,168	△	4,000	11,168
	5 住宅費	363,201	△	83,238	279,963
9 消防費		792,192	△	6,801	785,391
	1 消防費	792,192	△	6,801	785,391
10 教育費		2,083,365	△	24,676	2,058,689
	1 教育総務費	164,953	△	1,325	163,628
	2 小学校費	657,506	△	15,277	642,229
	3 中学校費	134,569	△	4,388	130,181
	4 幼稚園費	129,933		0	129,933
	5 社会教育費	224,640		28	224,668
	6 保健体育費	771,764	△	3,714	768,050
11 災害復旧費		320,077		27,000	347,077
	1 農林水産施設災害復旧費	3,905		27,000	30,905

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		2,139,608	4,567	2,144,175
	1 公債費	2,139,608	4,567	2,144,175
歳出合計		18,886,333	△ 266,737	18,619,596

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	コミュニティ振興事業（災害経費）	14,006
6 農林水産業費	1 農業費	強い農業・担い手づくり総合支援事業	360,827
	2 林業費	森林整備事業	7,444
	3 水産業費	水産業振興補助事業（災害経費）	13,852
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持補修事業	1,779
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	5,500
	5 住宅費	地域住宅支援事業	5,600
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧事業	5,694
		農地農業用施設補助災害復旧事業	23,000

変更 (単位 千円)

款	項	変更前		変更後	
		事業名	金額	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	災害廃棄物処理事業	314,574	災害廃棄物処理事業	318,090
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業	17,387	市道整備事業	50,029
		社会資本整備総合交付金事業	89,510	社会資本整備総合交付金事業	117,014

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
民生委員・児童委員業務委託料	自 令和元年度 至 令和2年度	4,729
可燃物処理委託料	自 令和元年度 至 令和2年度	20,000
破碎困難物処理委託料	自 令和元年度 至 令和2年度	779

第4表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産施設現年発生補助災害復旧事業	8,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。
計	8,100			

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
放課後児童クラブ整備事業	8,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	6,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
清掃運搬施設整備事業	12,000				10,200			
ほ場整備事業	37,400				40,800			
漁港整備事業	32,000				12,800			
防災・安全社会資本整備道路事業	25,600				24,200			
幹線市道整備事業	153,400				120,500			
河川改修事業	6,300				0			
計	275,200				215,400			